



高石市

高石市 次世代育成支援 行動計画 (後期)

【概要版】



平成22年3月
高石市

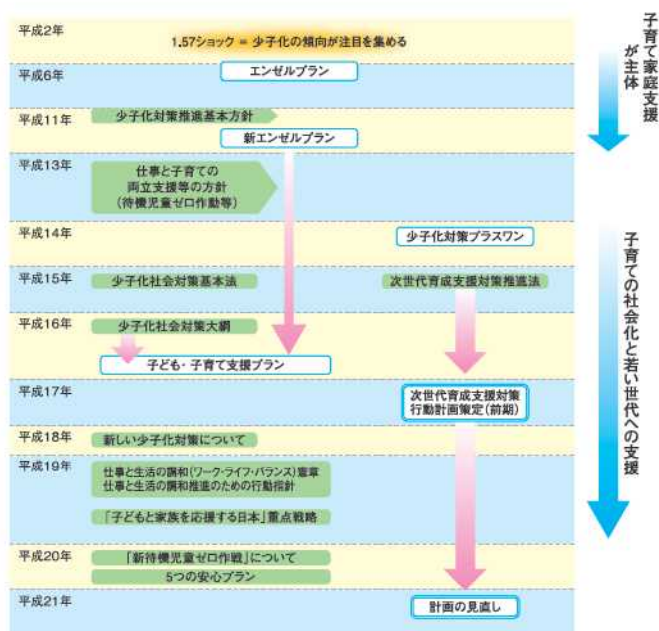
計画の概要

1 次世代育成支援行動計画策定の背景

近年、急激な少子化が深刻な問題となっています。急激な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、従来の取組みに加え、もう一歩踏み込んだ対策を進める必要があります。

そのため、平成14年9月には「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、従来の「子育てと仕事の両立支援」が中心であった取組みに加えることで総合的な取組みを推進することとしました。それを受けて、平成15年7月には10年間の集中的・計画的な取組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国、地方公共団体、301人以上の企業等が平成16年度中に行動計画を策定することが義務づけられ、高石市でも「高石市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

●今までの少子化対策の経緯



2 「次世代育成支援行動計画」とは

(1) 計画策定の義務づけ

少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組みを促進することを目的とする「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務づけられた計画です。

計画期間は5年(5年ごとの見直し)であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされています。また、その達成状況の検証などの評価を行うこととなっています。

平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
次世代育成支援行動計画(前期)									
				見直し					
					次世代育成支援行動計画(後期)				

(2) 計画の位置づけ

本計画は次世代を育む若い世代の支援を含む広い意味での「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合した行動計画として、エンゼルプランの内容を包含するものと位置づけられます。



子どもと家庭を取り巻く状況

1 高石市の現状について

(1) 人口の推移

平成 17 年からの高石市の人口動向をみると、総人口は年々減少しています。また、各年齢区別に平成 17 年から平成 21 年にかけての人口の増減をみると、「年少人口（0～14 歳）」は 339 人減少（-3.6%）、「生産年齢人口（15～64 歳）」は 2,660 人減少（-6.5%）、「老年人口（65 歳以上）」は 1,799 人増加（+16.2%）となっています。



(2) 将来人口推計

推計結果をみると、総人口は平成 22 年から平成 26 年にかけて毎年約 300～500 人の減少があり、5 年間で 1,566 人減少する見込みとなっています。また、学齢期別に平成 22 年から平成 26 年にかけての人口の増減をみると、「乳児期（0 歳）」は 82 人（-15.6%）、「幼児期（1～4 歳）」は 335 人減少（-15.1%）、「学齢期（5～14 歳）」は 513 人減少（-8.2%）となっており、0～14 歳の人口は合計で 930 人減少（-10.3%）する見込みとなっています。



(3) 出生の動向

出生数（0 歳児人口）についてみると、平成 19 年は前年に比べ大幅に減少しています。また、合計特殊出生率は全国、大阪府の値を上回っており、平成 10～14 年には急激に上昇したものの、平成 15～19 年には過去最低になっています。

※合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に産む子どもの数(目安)。



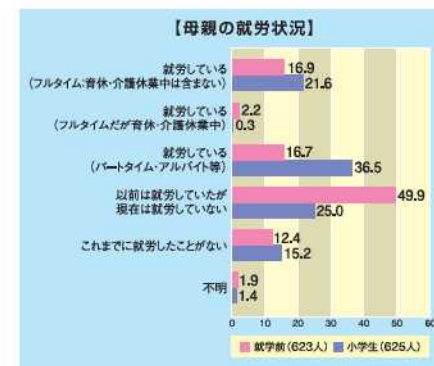
(4) 婚姻・離婚の動向

婚姻数、離婚数は平成 17 年からほぼ横ばい傾向にあり、平均は婚姻数 318 件、離婚数は 127 件となっています。



(5) 母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前（0～5 歳）では「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した人が最も多く（49.9%）、就労している人はフルタイム、パートタイム・アルバイト等をあわせて 33.6%。小学生では、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が最も多く 36.5%、フルタイムの人とあわせると半数以上の人が就労しています。



※アンケートは調査結果より

2 保育サービス等の利用状況と利用意向 (アンケート調査結果より)

(1) 主な保育サービスの利用状況

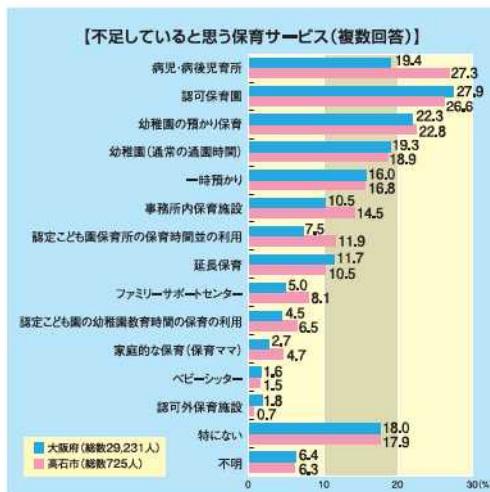
「保育サービス」を「利用している」(47.7%)と回答した人に、利用している保育サービスをたずねたところ、「認可保育所」が最も多く(51.4%)、次が「幼稚園(通常の就園時間)」の43.4%となっています。

※アンケート調査は、市民ニーズを把握するため、就学前児童(0～5歳)の保護者と小学校児童(1～6年生)の保護者を対象に実施しました。



(2) 保育サービスの利用意向

今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、(利用日数・回数や利用時間が)足りていないと思う保育サービスとしては、「病児・病後児保育」が最も多くなっています。また、『大阪府内(39市町村)次世代育成支援に関するニーズ調査』結果と比較しても、特に要望の高さがうかがえます。今後は、上記の結果を踏まえ、認知度の向上を図り、利用しやすい病児・病後児保育サービスの充実が望まれます。



(3) 放課後児童クラブの利用状況

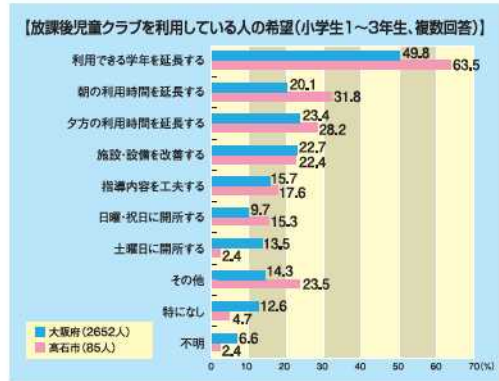
放課後児童クラブの利用状況については、「調整して利用できた」とあわせて12.5%でした。

また、来年度就学予定の児童の保護者に、放課後児童クラブの利用希望をたずねると、「利用したい」(43.8%)でした。



(4) 放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用している(利用したことがある)人に、放課後児童クラブに対する希望をたずねると、「利用できる学年を延長する」が最も多く、ついで、「朝の利用時間を延長する」、「夕方の利用時間を延長する」となっています。小学校3年生までに限定しても同様の傾向にあり、『大阪府内(39市町村)次世代育成支援に関するニーズ調査』結果と比較しても、利用対象と利用時間の拡大が特に高くなっています。今後、ニーズにあわせた制度の拡充が望まれます。



3 仕事と子育ての両立について (アンケート調査結果より)

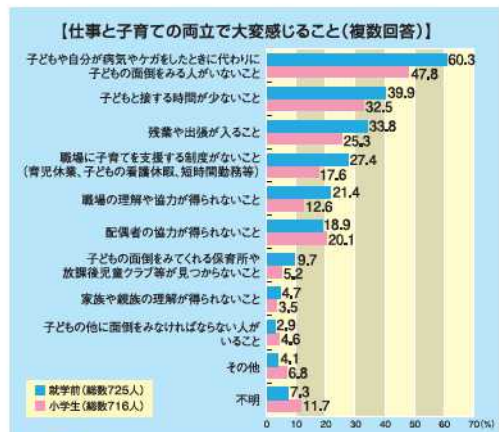
(1) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況については、「利用しなかった」人が79.3%、利用した人では、「母親が利用した」が16.0%で、「父親が利用した」人は0.3%と非常に少なくなっています。母親に限ってみると、出産後も就労を継続した人のうち育児休業制度を利用した人は66.9%であり、これは「平成20年度雇用均等基本調査」の育児休業取得率90.6%、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」行動指針に掲げる女性の「育児休業取得率目標値(2017年)」80%と比べると低く、今後は目標数値に達することができるような支援が望まれます。



(2) 仕事と子育ての両立の難しさ

仕事と子育てを両立させるうえで大変だと思うことをたずねると、最も多いのは「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」(就学前60.3%・小学生47.8%)、次が「子どもと接する時間が少ないこと」(就学前39.9%・小学生32.5%)でした。



高石市次世代育成支援行動計画

■ 基本理念

基本理念

次世代育成支援対策推進法第3条(基本理念)に基づき、計画の策定に努めます。

第3条 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

本計画はおおむね 18 歳未満の子どもを対象としており、子どもが健やかで元気に成長できるよう、家庭や地域、学校などの子どもを取り巻く環境となるものが、子どもが何を求めているか、何が必要なのか考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築していけるように策定する子育て計画です。そして、その子どもたちを育てる父母その他保護者や、これから子どもを産み育てる次世代の親が子育てに対する喜びを実感することができ、子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体で支援していきます。

■ 施策体系

1 地域における子育て支援	1. 地域における子育て支援サービスの充実 2. 保育サービス等の充実 3. 地域における子育て支援のネットワークづくり 4. 児童の健全育成 5. 世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進
2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	1. 子どもや母親の健康確保 2. 食育の推進 3. 思春期保健対策の充実 4. 小児救急医療体制の充実
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1. 次代の親の育成 2. 就労意識の啓発、情報発信 3. 安全等に配慮した教育環境の整備 4. 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備 5. 家庭や地域の教育力の向上 6. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4 子育てを支援する生活環境の整備	1. 良質な居住環境の確保 2. 子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備 3. 安心して外出できる環境の整備 4. 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	1. 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等
6 子どもの安全の確保	1. 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進 2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3. 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直し支援
7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	1. 児童虐待防止対策等の充実 2. 母子家庭等の自立支援の促進 3. 障がい児施策の充実

■ 具体的な取組み

1 地域における子育て支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

平成 20 年より第 2 種社会福祉事業に位置づけられた「乳児家庭全戸訪問事業」を平成 22 年度中に開始できるよう計画を作成します。また、子育て支援センターを1か所増設するとともに、「つといの広場事業」の検討を進め、育児不安の解消に努めます。さらに、一時保育等の充実を図るとともに、小学生の放課後の居場所である「あおぞら児童会」(放課後児童健全育成事業)と「子ども元気広場」の充実を図ります。

② 保育サービス等の充実

共働き家庭の増加や勤務形態の多様化に伴い、乳児保育、延長保育、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育等、多様な保育サービスの推進に努めます。また保育内容、保育設備の充実とともに、就学前児童の保育・教育の一体的な実施と地域における子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を推進します。

③ 地域における子育て支援のネットワークづくり

多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で広く支援するため、関係機関の連携をいっそう推進していくとともに、子育て当事者の仲間作りを支援していきます。

④ 児童の健全育成

地域における関係団体をはじめとする多方面の連携のもとに、児童の健全育成活動をいっそう推進していきます。また、その際に活力となるボランティアやカウンセラーなどの育成にも努め、「子どもの顔をみんなで知る活動」「愛の一声運動」など、地域みんなで子どもを見守り育てる活動を推進していきます。

⑤ 世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進

保育所と老人福祉施設の相互訪問、幼稚園や学校の地域開放などを通じて、世代間交流を促進し、地域の子育てを支援していきます。

2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

① 子どもや母親の健康確保

妊産婦の健康管理および疑問や不安解消のための妊婦一般健康診査について、経済的負担を軽減するため公費負担を 14 回に増やします。また、出産前教育を充実するとともに、乳幼児健康診査の充実にも努め、乳幼児の発達や子育てに関する親の疑問や不安の解消に役立ちます。

② 食育の推進

乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じて食に関する学習機会の提供を推進し、「はやね はやおき 朝ごはん」キャンペーン、「食育ネットワーク」等の推進を検討していきます。

③ 思春期保健対策の充実

乳幼児期の生活習慣等子どもの生活環境についての情報を得ながら、学校における健康教育の充実を推進していきます。

④ 小児救急医療体制の充実

小児救急医療体制について、高石市立診療センターにおける休日診療、泉州医療圏における病院の輪番制による二次救急医療体制を整備してきましたが、今後も近隣市町村および関係機関と連携し、小児救急医療体制の充実を図っていきます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

小中学校における道徳教育を推進していくとともに、中学生が乳幼児とふれあう機会の充実を図り、男女がともに支えあって家庭を築く意識の醸成を図ります。

② 就労意識の啓発、情報発信

児童生徒の職業観・就労観の望ましい形成のために、文部科学省「発達段階に応じたキャリア教育支援事業」の指定を受け市内1中学校1小学校において連携した実践に取り組んでいます。今後は教育実践を展開する学校を増やし、支援していきます。また就労支援センターにおける地域密着型の情報提供を充実させていきます。

③ 安全等に配慮した教育環境の整備

子どもの安全な教育環境整備のため、平成21年に策定した「第3次高石市学校教育施設耐震化計画」に基づき、平成22年度までに小中学校の全ての校舎および屋内運動場の耐震化を実施します。

④ 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

確かな学力向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導を交えながら、指導方法の工夫改善を継続的に推進していきます。また、まなび舎事業の活用や地域人材を活かした放課後学習や、児童生徒の心に響く道徳教育の推進、学校運営協議会制度の活用等により、地域から信頼される学校づくり、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境を整備していきます。さらに、幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図っていきます。

⑤ 家庭や地域の教育力の向上

各中学校区のすこやかネットが中心となり、「フェスティバル」や「読み聞かせの時間」など、地域と学校が協力して行事を実施し、学校と地域とのパートナーシップをいっそう図っていきます。

⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害玩具や有害図書、携帯電話の出会い系サイト、インターネットの悪用等、子どもを取り巻く不健全な生活環境について実態把握に努め、家庭や地域、関係機関とも連携して、問題解決にいっそう努めていきます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な居住環境の確保

子育て世帯がゆとりある住環境のなかで安心して子育てができるよう、地域住宅交付金を利用して、各住戸への自動火災警報機設置、市営住宅の地上デジタル対応化に取り組んできました。今後も、次世代を見据え、次代に対応した安心・安全な住居づくり、バリアフリー化、福祉世帯の優先入居や特定入居を推進していきます。

② 子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備

子どもや妊産婦が市内の道路を安全に通行できるよう、バリアフリー新法に基づく基本構想作成を検討するとともに、「高石市開発指導要綱」に基づき、駐車スペースの確保、駐車マナーの向上に努めます。

③ 安心して外出できる環境の整備

子どもと外出する際の利便性向上のため、公共施設や駅的环境整備に努めます。また、駅舎や駅前のバリアフリー化について南海電鉄、JR西日本と協議を行い整備していきます。

④ 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進

市内自治会が設置する防犯灯について、設置補助や使用電気料金補助を継続していくとともに、事業者に対する防犯灯の設置を呼びかけていきます。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等

一人ひとりが性別に関わりなく多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして策定した「高石市男女共同参画計画」に基づき、男性を含めた働き方の見直し等、関係機関と連携して啓発に努めます。また、企業に対する意識啓発も行い、女性の就労を支援するための制度の充実にも努めます。さらに、学校における男女平等教育の推進を図っていきます。

6 子どもの安全の確保

① 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進

高石警察を招いての交通安全教室や、交通指導員やボランティア等と連携した街頭指導等、交通安全についての指導を推進していきます。また、チャイルドシートの正しい使用の徹底を呼びかけていきます。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市内約650ヶ所の一般家庭や商店に協力いただいている「高石っこを守るおうち」、各小学校区ごとの「子ども安全見まもり隊」による見守り活動を推進するとともに、登下校防犯システムを運用し、児童生徒の安全確保に向けた取組みを充実させていきます。

③ 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

スクールカウンセラーや教育研究センターでの教育相談、関係機関との連携を図ることによって、犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援を推進していきます。

7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

① 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待については、子ども家庭センターと密に連携し、迅速かつ適切な対応に努めています。平成20年度には、高石市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関や地域が連携して組織的な対応を行っています。今後はいっそう充実にも努めます。

② 母子家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭のニーズを見極めながら、児童扶養手当、ひとり親家庭医療助成制度、母子家庭自立支援給付金制度等の充実にも努めるとともに、公共職業安定所、就労支援センター等とも連携してひとり親家庭のサポート体制の充実を図ります。

③ 障がい児施策の充実

乳幼児健診および育児相談を実施する中で軽度発達障がいの早期発見に努めるとともに「発達障がい相談」や親子教室での支援、医療機関・療育機関等での支援へとつなげています。また、医療や教育等の総合的な援助・療育の充実を図るとともに、松の実園を障がいの重度・重複・多様化の傾向に対応した障がい児療育の中心的施設として充実させていきます。さらに、地域社会における福祉サービスの充実にも努めるとともに、障がい児の立場に立った自立支援を推進していきます。

■ 目標事業量の設定

項目	事業内容	実績 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)	現状(平成21年度)の対応状況等	施策の方向及び課題
①通常保育事業	保護者が就労又は疾病等により、家庭において子どもを保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育所での保育を実施するサービスです。	962人	957人	現在、保育所数は公立保育所4か所、私立保育所4か所、計8か所の認可保育所があり、定員970名に対し、962名が入所しています。また、待機児童数は、平成21年度、定員の増加により減少しています。	待機児童対策と、地域子育て支援の拠点として、小学校就学へと引き継ぐ保育を行います。
②特定保育事業	保護者の短時間就労に対して、保育所において1か月64時間以上継続して保育するサービスです。	—	—	未実施	一時預かり、ショートステイ、休日保育事業での対応をしていきます。
③延長保育事業	保育所で通常保育(8:00~18:00)を超えて保育を行うサービスです。8時以前に開所する早期保育と18時以降の延長保育があります。	8か所	8か所	延長保育事業は、すべての保育所で実施しています。公立保育所4か所、私立保育所2か所で19時まで、私立保育所2か所で21時まで実施しています。	今後も、働く女性の増加や勤務形態の多様化により就労時間に対して多様なニーズが生まれることが予想されることから、継続するとともにニーズに合わせ柔軟に対応していきます。
④夜間保育事業	保護者の夜間の就労に対して、夜間に保育を行うサービスです。(開所時間は概ね11時間とし、午後10時まで)	—	—	未実施	利用人数が少ないことから、22時を基本として開設する夜間保育事業については、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて検討してまいります。
⑤トワイルトステイ事業	保護者の仕事等の理由で、平日の夜間又は休日に不在となり帰宅が夜間になるなど家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護する保育サービスです。	2か所	2か所	子育て家庭のニーズが多様化や増加に伴い、平成21年度までに2か所実施を実現しました。	今後も引き続き実施していきます。
⑥休日保育事業	日曜日、祝日等の保育所での保育サービスです。	—	2か所	未実施	就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて、検討してまいります。
⑦病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する保育サービスです。	4か所	8か所	平成19年度から私立保育所3か所で、平成21年度からは私立保育所4か所で実施しています。	市内全保育所で実施を継続していきます。
⑧病児・病後児保育事業(病児対応型・病後児対応型)	また、病氣回復期にあり、集団保育に適さない児童を預かり、子育てと就労の両立を支援する保育サービスです。	—	1か所	未実施	医療関係機関の協力を得ながら、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて、検討してまいります。
⑨放課後児童健全育成事業	保護者の労働等により昼間保育に欠ける児童を学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供するサービスです。	7か所	7か所	あおぞら児童会は、市内7校(10クラブ)で開設しています。開設時間は、平日13時~17時、土曜日11時~17時、夏休み等長期休暇中は9時~17時まで実施しています。待機をつくらぬことを念頭に置き、クラスの複数化を行うとともに専門の非常勤嘱託員2名を配置のうえ、配慮を要する児童への対応や、あおぞら指導員の教育など指導体制の充実に努めています。	今後も、社会情勢の変化や利用者ニーズなどを把握しながら、適宜適切な対応を行い、放課後児童健全育成事業の充実に努めてまいります。
⑩地域子育て支援拠点事業	「育児不安等についての相談指導」「子育てサークル等の育成・支援」「家庭保育を行う者への支援」等の目的のために、「赤ちゃん広場」「園庭開放」「子育て相談」を行っています。	2か所	3か所	公立と私立の保育所各1か所内に子育て支援センターを設置しています。	今後も、子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせ情報提供できるよう、地域でのコーディネート機能を強化していきます。さらに、子育て支援センターを1か所増設します。
⑪一時保育(預かり)事業	保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児ノイローゼ等の私的理由に対応する一時預かりの保育サービスです。	2か所	3か所	ニーズの増大にあわせて、平成20年度に私立保育所で1か所整備し、平成21年は2か所で実施しています。	今後も継続して実施していきます。
⑫ショートステイ事業	保護者の疾病疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、7日以内の短期間の養育を行うサービスです。	6か所	6か所	市外の児童福祉施設4か所で実施していましたが、平成20年度と21年度にそれぞれ1か所増やし、計6か所で実施しています。	今後も制度の周知と利用の促進を図っていきます。
⑬ファミリーサポート事業	地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリーサポートセンター事業を実施しています。	1か所	1か所	事業を社会福祉協議会に委託実施しています。	今後も、家庭における育児支援や地域の中で子育てを助け合う環境整備の必要性の増大に力がかみ、継続して実施していきます。
⑭つどいの広場事業	主に乳幼児(0~3歳児)を持つ親と子どもが気楽に集い交流するとともに、子育て相談を行う事業です。	—	1か所	未実施	核家族化の進行により世代間の育児知識・技術の伝承が十分行われなくなっており、地域での支えあいが必要とされているため、1か所整備することを目標にします。

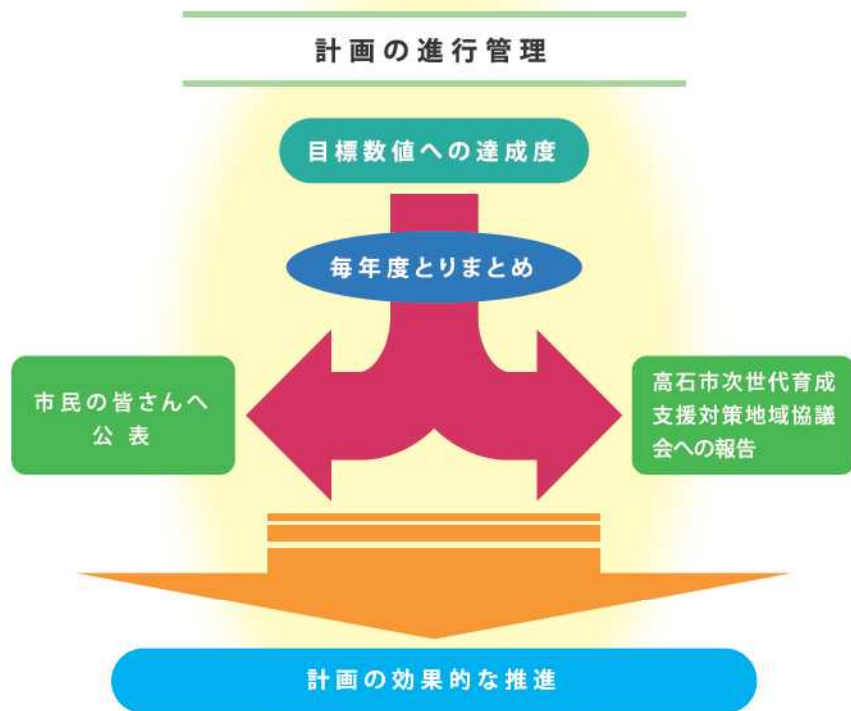
計画の進行管理

毎年度、本計画で掲げた目標数値に対する達成度を把握します。また、その内容を市民のみならずにわかりやすく示します。

「高石市次世代育成支援対策地域協議会」に、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、適正な進行管理に努めます。

行動計画進捗状況一覧表の作成・評価・検証などを通じて、取組みの効果的な推進を図っていきます。

急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、計画の進行管理を踏まえながら、必要に応じて、適宜、取組みの見直しを行っていきます。



高石市次世代育成支援行動計画（後期） 概要版

発行日：平成 22 年 3 月

発行：高石市

編集：高石市 保健福祉部 子育て支援課
〒592-8585

大阪府高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号

電話 (072) 265-1001